

**疾病・障害認定審査会 感染症・予防接種審査分科会
新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第一部会 審議結果**

令和8年5月15日

審議件数	29
認定	3
否認	23
保留	3

<出席委員>

磯本委員、牛田委員、遠藤委員、大平委員、大森委員、織田委員、
加藤委員、小木曾委員、鈴木委員、富樫委員、迎委員、森委員、山内委員
<欠席委員>
戸部委員

	性別	接種時 年 齢	ワクチン	請求内容	疾病名・障害名	関連する基礎疾患及び既往症※	判定	否認 (理由)	備考
(認定)	女	60歳	新型コロナ	医療費・医療手当	脊髄梗塞(肩関節周囲炎、石灰沈着性腱板炎、 2022/10/21～2022/11/25((120～155日目)の頸椎 ヘルニア手術のための転院を除く)		認定		
	女	40歳	新型コロナ	医療費・医療手当	アナフィラキシー		認定		
	男	75歳	新型コロナ	医療費・医療手当	関節リウマチ		認定		
(否認)	女	84歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	2	
	女	84歳	新型コロナ	死亡一時金・葬祭料			否認	1	
	女	66歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	11歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	男	75歳、76歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	51歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	28歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	男	46歳、47歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	48歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	男	74歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	31歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	4	
	女	56歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	38歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	57歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	男	58歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	48歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	52歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	43歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	男	66歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	男	43歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	

	性別	接種時年齢	ワクチン	請求内容	疾病名・障害名	関連する基礎疾患及び既往症※	判定	否認(理由)	備考
(否認)	女	77歳	新型コロナ	医療費・医療手当			否認	1	
	女	77歳	新型コロナ	死亡一時金・葬祭料			否認	1	
	男	18歳	新型コロナ	障害年金			否認	1	
(保留)	女	50歳	新型コロナ	死亡一時金・葬祭料			保留		
	女	13歳	新型コロナ	医療費・医療手当			保留		
	男	32歳	新型コロナ	医療費・医療手当			保留		

※ 認定された死亡事例について、疾病・障害認定審査会の審議において、死亡の原因となった疾病に関連とすると評価された基礎疾患及び既往症。

(参考1) 実績(累積)

これまでの進達受理件数 : 15,329件 ※本日の審議結果を含む
 認定件数 : 9,476件
 否認件数 : 4,628件
 現在の保留件数 : 19件

否認理由

1. 予防接種と疾病等との因果関係について否定する論拠がある。
2. 疾病の程度は、通常起こりうる副反応の範囲内である。
3. 政令に定められる障害の状態に相当しない。
4. 因果関係について判断するための資料が不足しており、医学的判断が不可能である。

(参考2) 死亡一時金または葬祭料、障害年金及び障害児養育年金に係る件数 ※令和8年5月15日現在

死亡一時金または葬祭料	障害年金	障害児養育年金
進達受理件数 : 1,979件	進達受理件数 : 1,119件	進達受理件数 : 31件
認定件数 : 1,070件	認定件数 : 223件	認定件数 : 1件
否認件数 : 732件	否認件数 : 639件	否認件数 : 24件
保留件数 : 3件	保留件数 : 2件	保留件数 : 0件

照会先

厚生労働省 健康・生活衛生局 感染症対策部
 予防接種課 健康被害救済給付係
 TEL 03-5253-1111

健康被害救済制度の考え方

- 法に基づく予防接種は社会防衛上行われる重要な予防的措置であり、極めて稀ではあるが不可避免的に健康被害が起こりうるという特性があるにも関わらずあえて実施しなければならないということに鑑み、健康被害を受けた者に対して特別な配慮をするために設けられた制度である。
- 本制度による給付を受けるためには、疾病・障害認定審査会の審査を経る必要がある。同分科会においては、申請資料に基づき、個々の事例ごとに
 - 症状の発生が医学的な合理性を有すること
 - 時間的密接性があること
 - 他の原因によるものとする合理的な理由がないこと等について、医学的見地等から慎重な検討が行われている。
- その上で、認定に当たっては「**厳密な医学的な因果関係までは必要とせず、接種後の症状が予防接種によって起こることを否定できない場合も対象とする**」という方針で審査が行われている。

(参考)WHO: 予防接種と有害事象の因果関係評価に関するマニュアル

- ✓ 個別事例について、予防接種と予防接種後に生じた有害事象の因果関係を厳密に証明することは通常不可能である。
- ✓ 多くの場合、予防接種を原因とすることが収集されたエビデンスと①整合的か、②不整合的か、③不確定かを、以下のような点を考慮しつつ判断するにとどまる。
 - 予防接種と有害事象の時系列
 - 疫学的なエビデンス
 - 生物学的な妥当性
 - 他の要因による説明可能性
 - 予防接種と当該有害事象の関連性に関する事前のエビデンス